

## 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会設置要領

## (目的)

第1条 この要領は、神奈川県たばこ対策推進検討会設置要綱第6条第2号の規定に基づき、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会(以下「部会」という。)の設置等に関して必要な事項を定める。

## (検討事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討し、検討結果を座長に報告する。

- (1) 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(以下「条例」という。)の見直しに関すること。
- (2) その他、条例の施行に関し必要な事項。

## (設置期間)

第3条 部会の設置期間は、平成25年7月1日から平成25年12月31日までとする。ただし、延長を妨げないものとする。

## (組織)

第4条 部会は、学識者、施設管理者関係者、教育関係者等で構成し、保健医療部長が選任する。

- 2 委員の任期は、選任の日から前条に定める設置期間の終期までとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (部会長)

第5条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により選任する。
- 3 部会長は、会務を総理し、必要に応じ事務局に命じて部会を招集する。

## (意見聴取)

第6条 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (事務局)

第7条 部会の事務は、保健福祉局保健医療部がん対策課が行う。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

## 附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。